第二十三条第二項中「老齢基礎年金の年金証書（老齢基礎年金の年金証書を添えることができないときは、その事由書）」を「国民年金手帳その他の当該受給権者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改め、同条に次の一項を加える。

7　老齢基礎年金の受給権者が同時に第二号等老齢厚生年金の受給権を有する場合において、厚生労働大臣が法第百八条第二項の規定により同項に規定する事項について必要な書類を閲覧し、又は資料の提供を受けることにより当該受給権者が他の法令の規定で第一項の規定に相当するものに基づく当該第二号等老齢厚生年金に係る同項の届出に相当する行為を行つた事実を確認したときは、同項の届出を行つたものとみなす。

第二十四条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　老齢基礎年金の受給権者が同時に第二号等老齢厚生年金の受給権を有する場合において、厚生労働大臣が法第百八条第二項の規定により同項に規定する事項について必要な書類を閲覧し、又は資料の提供を受けることにより当該受給権者が他の法令の規定で第一項の規定に相当するものに基づく当該第二号等老齢厚生年金に係る同項の届出に相当する行為を行つた事実を確認したときは、同項の届出を行つたものとみなす。

第三十一条第一項第三号イ中「厚生年金保険の被保険者」を「第一号厚生年金被保険者」に改め、同条第二項第十一号中「公的年金給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加え、「当該給付」を「当該公的年金給付」に改め、同条第四項中「障害厚生年金（」の下に「厚生労働大臣が支給するものに限る。」を加え、同条第五項中「改正後国家公務員共済法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第八項中「及びその年金」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加える。

第三十二条第一項第四号中「障害厚生年金」を「厚生年金保険法による障害厚生年金」に改め、同条第二項第二号中「障害基礎年金の年金証書」を「国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改め、同項第三号及び第四号中「給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加え、同条第三項中「第三十八条第二項」の下に「又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚生年金保険法第三十八条第二項」を加え、同条第四項中「改正後国家公務員共済法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改める。

第三十三条第二項中「障害基礎年金の年金証書」を「国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改め、同条第四項中「改正後国家公務員共済法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第五項中「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十四条第一項の規定を適用する場合」に、「地方公務員等共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法」に改め、同条に次の一項を加える。

6　第一項の請求は、障害基礎年金の受給権者が同時に厚生年金保険法第二条の五第一項第二号から第四号までに定める者が支給する障害厚生年金（当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づくものに限る。以下「第二号等障害厚生年金」という。）を有する場合においては、当該第二号等障害厚生年金に係る厚生年金保険法第五十二条第二項の請求を行つたときは、第一項の請求を行つたものとみなす。

第三十三条の二第一項第二号中「（以下この条及び第三十五条の二において「障害基礎年金の年金証書等」という。）」を削り、同項第四号ロ中「厚生年金保険の被保険者」を「第一号厚生年金被保険者」に改め、同条第二項中「障害基礎年金の年金証書等」を「国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改め、同条第三項中「においては、」の下に「当該障害厚生年金に係る」を加える。

第三十三条の四第一項第二号中「障害厚生年金」を「厚生年金保険法による障害厚生年金」に改め、同条第三項中「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十四条第一項の規定を適用する場合」に、「地方公務員等共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法」に、「基づく障害厚生年金又は障害共済年金の」を「よる」に改める。

第三十五条第一項中「障害厚生年金」を「厚生年金保険法による障害厚生年金」に改め、同条第二項第四号中「書類」の下に「（厚生労働大臣が支給する年金たる給付を受けていることにより支給が停止されている障害基礎年金に係るものを除く。）」を加え、同条第三項第一号中「第三十八条第一項及び」を「第三十八条第一項及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚生年金保険法第三十八条第一項並びに」に改め、同条第四項第一号及び第二号中「改正後国家公務員共済法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改める。

第三十五条の二第一項第四号ロ中「厚生年金保険の被保険者」を「第一号厚生年金被保険者」に改め、同条第二項中「障害基礎年金の年金証書等」を「国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改める。

第三十八条第一項中「次項」の下に「又は第三項」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第十九条第五項、第二十条第四項、第二十三条第七項及び第二十四条第五項の規定は、障害基礎年金の受給権者が同時に第二号等障害厚生年金の受給権を有する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「当該第二号等障害厚生年金」とあるのは、「当該第二号等障害厚生年金」と読み替えるものとする。

第三十九条第一項第三号ハ中「厚生年金保険の被保険者」を「第一号厚生年金被保険者」に改め、同条第三項第十三号中「規定する給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加え、同条第四項中「第十八条の二」を「第十八条の三」に改め、同条第六項中「遺族厚生年金（」の下に「厚生労働大臣が支給するものに限る。」を加える。

第四十条第三項第一号中「被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子が受給権を有する遺族基礎年金又は遺族厚生年金の年金証書」を「被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子の国民年金手帳その他の当該被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改める。

第四十一条第一項第四号中「遺族厚生年金」を「厚生年金保険法による遺族厚生年金」に改め、同条第二項第二号中「遺族基礎年金の年金証書」を「国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改め、同項第三号及び第四号中「給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加え、同条第四項中「第三十八条第二項」の下に「又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚生年金保険法第三十八条第二項」を加え、同条第五項中「改正後国家公務員共済法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改める。

第四十二条第三項第一号中「遺族基礎年金の年金証書」を「国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改める。

第四十八条第三項第五号中「書類」の下に「（厚生労働大臣が支給する年金たる給付を受けていることにより支給が停止されている遺族基礎年金に係るものを除く。）」を加え、同条第五項第一号中「第三十八条第一項及び」の下に「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚生年金保険法第三十八条第一項並びに」を加え、同条第六項中「改正後国家公務員共済法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、「第五十条第一項の届書」の下に「の提出」を加える。

第五十条第二項第二号中「遺族基礎年金の年金証書」を「国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改める。